

赤井川村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
24年度	1,172	1,978,304	159,605	378,230	19.1	21.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
24年度	32	128,431	21,481	44,743	194,655	6,083	5,448

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には該当職員を含んでいない。

(3) 特記事項

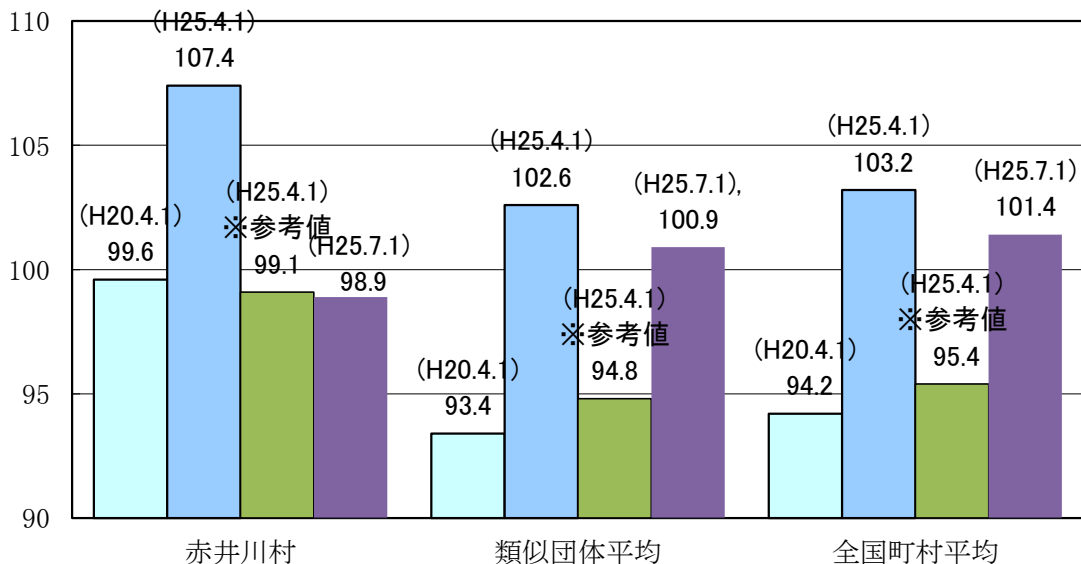
(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取り組み	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
国の要請により減額を実施	平成25年7月から平成26年3月
抑制済又は減額措置の内容	
(給料) 【H25.4.1ラスパイレス指数・参考値、減額時点のラスパイレス指数についても併せて記載】 1～2級の職員にあつては、給料月額を4.77%、3～6級の職員及び特別職にあつては、7.77%の減額を実施した。 これにより平成25年4月1日時点のラスパイレス指数が107.4であったのに対し、平成25年7月1日時点においては98.9となった。 (手当) 平成25年12月期における期末・勤勉手当ほ一律7.77%減額。 管理職手当について、一律10%減額。 時間外勤務手当及び休日勤務手当については、給料月額の減額率に応じて減額。	

(その他)

特になし

(4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)	
○年度	円	円	(%)	%	%

(注) 「民間給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

(参考) 国の改定率
%
改定なし

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)	
○年度	円	円	(%)	%	%

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(参考) 国の年間 支給月数
月
3.95

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成25年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
赤井川村	39.7 歳	312,713 円	364,057 円	378,362 円
北海道	45.4 歳	330,736 円	396,550 円	374,715 円
国	43.1 歳	(332,446) 円	—	(405,463) 円
類似団体	41.9 歳	307,220 円	345,188 円	376,257 円
		306,972 円	345,188 円	336,473 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額」(国比較ベース)の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(平成25年4月1日現在)

区分	赤井川村	北海道	国
一般行政職	161,600 円	165,312 円	163,987 (172,200) 円
	140,100 円	134,496 円	133,418 (140,100) 円

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成25年4月1日現在)

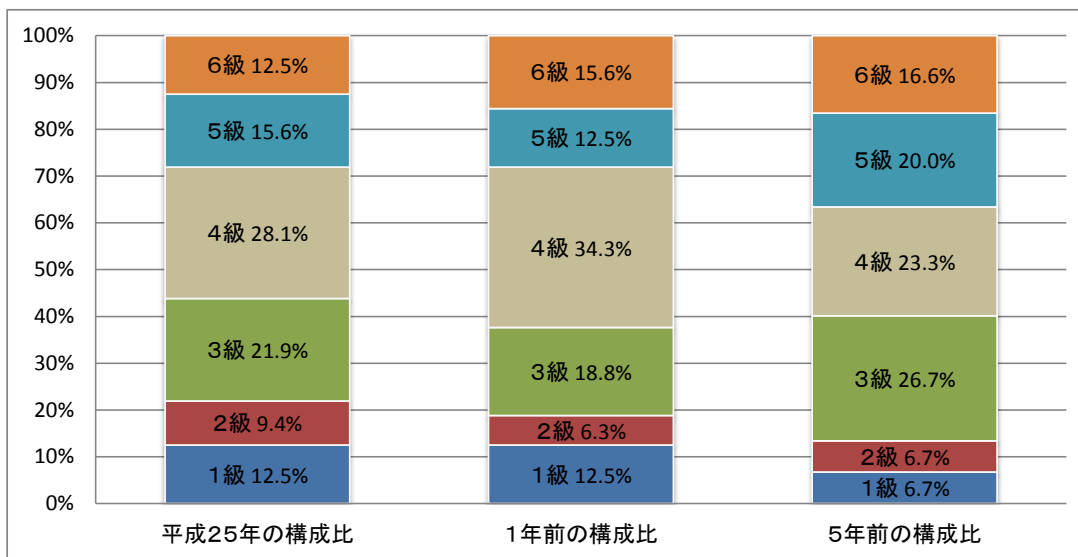
区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	— 円	— 円	— 円	— 円
	— 円	301,300 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師、主事補、技師補	4人	12.5%	125,400円	243,700円
2級	主事、技師	3人	9.4%	185,800円	309,200円
3級	係長、主任	7人	21.9%	222,900円	356,400円
4級	課長、主幹、係長	9人	28.1%	261,900円	390,100円
5級	課長、主幹	5人	15.6%	289,200円	402,500円
6級	課長	4人	12.5%	320,600円	424,600円

(注) 1 赤井川村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

- 勤務成績の評定の実施状況
 地方公務員法第40条の規定に基づき、全職員に対して勤務成績の評定を実施している。
- 昇給への勤務成績の反映状況
 職員の昇給については、評定結果、勤務状況及び懲戒処分の有無等に基づき、5段階の昇給区分のいずれに該当するかを決定し、その区分ごとに定められた号俸数で昇給を実施している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

赤井川村	北海道	国
1人当たり平均支給額 (24年度) 1,309 千円	1人当たり平均支給額 (24年度) 1,552 千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

勤務実績の評価を実施しているが、勤勉手当へは反映していない。
従って、病気休暇等により一定期間以上勤務のなかった職員以外の職員には、一律支給している。

(2) 退職手当（平成25年4月1日現在）

赤井川村	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.03 月分 30.87 月分 勤続25年 32.83 月分 38.955 月分 勤続35年 46.55 月分 55.86 月分 最高限度額 55.86 月分 55.86 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.03 月分 28.7875 月分 勤続25年 32.83 月分 38.955 月分 勤続35年 46.55 月分 55.86 月分 最高限度額 55.86 月分 55.86 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)
1人当たり平均支給額 14,560 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した全職種の職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成25年4月1日現在）

(当村において本手当の支給はありません)

支給実績(年度決算)		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(年度決算)		円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
	%	人
		国の制度(支給率)
		%

(4) 特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

支給実績 (24年度決算)	16 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)	1,625 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合 (24年度)	25.6 %			
手当の種類 (手当数)	6			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (24年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症予防手当	感染症患者の救護又は感染症病原体付着物件の処理業務に従事した職員		0千円	日額 400円
有害物取扱手当	毒物、劇物を使用して行う業務に従事した職員		0千円	日額 230円
公共土木施設災害応急作業手当	自然災害により発生した箇所で行う応急作業等業務に従事した職員		0千円	日額 530円
特殊現場作業手当	行旅病人の救護又は行旅死亡人の収容作業業務に従事した職員		0千円	日額 700円
	狂犬病の捕獲若しくは殺処分作業及び畜犬登録事務業務に従事した職員		0千円	日額 400円
出納手当	庁外での徴収事務及び集金事務業務に従事した職員		16千円	日額 250円
火葬場業務手当	火葬場施設の維持管理等業務に従事した職員		0千円	日額 700円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (24年度決算)	7,527 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)	188 千円
支給実績 (23年度決算)	7,340 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (23年度決算)	198 千円

(6) その他の手当 (25年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	①配偶者 13,000円 ②配偶者以外の扶養親族 1人6,500円 ③15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後最初の3月31日までにある子 1人5,000円加算	同 じ	
住居手当	家賃の額が12,000円を超える借家等の場合 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	同 じ	
通勤手当	①交通機関利用者 1箇所当たりの運賃等相当額55,000円を限度に支給 (6箇所定期券等の価額による一括支給を基本) ②自動車等使用者 通勤距離に応じて2,000円～24,500円の範囲で支給	同 じ	
管理職手当	管理職職員に対し、給料月額に職務に応じた支給割合を乗じた額を支給 ・課長 8% ・主幹、所長、局長、次長 6%	異なる	支給額 <村> 給料月額の6～8% <国> 46,300円～139,300円
管理職員特別勤務手当	管理職職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給 勤務1回につき 12,000円 (6時間を超える場合は18,000円)	異なる	支給額 <村> 12,000円～18,000円 <国> 6,000円～27,000円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した場合に支給 勤務時間数×1時間当たりの給料額×135/100	同 じ	
日直手当	正規の勤務時間外又は休日等に、本来の勤務に従事しないで庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁舎の監視を目的とする日直勤務をした場合に支給 勤務1回につき 4,200円 (5時間未満の場合は2,100円)	同 じ	
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月に職員の世帯等の区分に応じて支給 支給月額 10,340円～26,380円	同 じ	

手 当 名	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	5,706 千円	248,087 円
住居手当	312 千円	104,000 円
通勤手当	197 千円	49,250 円
管理職手当	2,776 千円	308,444 円
管理職員特別勤務手当	144 千円	24,000 円
休日勤務手当	98 千円	9,800 円
日直手当	508 千円	18,815 円
寒冷地手当	3,800 千円	105,550 円

5 特別職の報酬等の状況（25年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給料	村 長	650,000 円	() 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副 村 長	575,000 円		787,000 円 / 495,000 円	647,000 円 / 421,500 円
報酬	議 長	250,000 円	() 円	310,000 円 / 171,100 円	
	副 議 長	189,000 円		251,000 円 / 119,000 円	
	議 員	158,000 円		230,000 円 / 100,000 円	
期末手当	村 長 副 村 長	(24年度支給割合)		3.95 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(24年度支給割合)		3.95 月分	
退職手当	村 長 副 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	備 考	650,000円×在職年数×5.126 575,000円×在職年数×3.234 —	13,327,600 円 7,438,200 円 —	任期毎 任期毎 —	
寒冷地手当	村 長 副 村 長	毎年11月から翌年3月までの各月に特別職の世帯等の区分に応じて支給 支給月額 10,340円～26,380円			

- (注) 1 給料及び報酬の () 内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

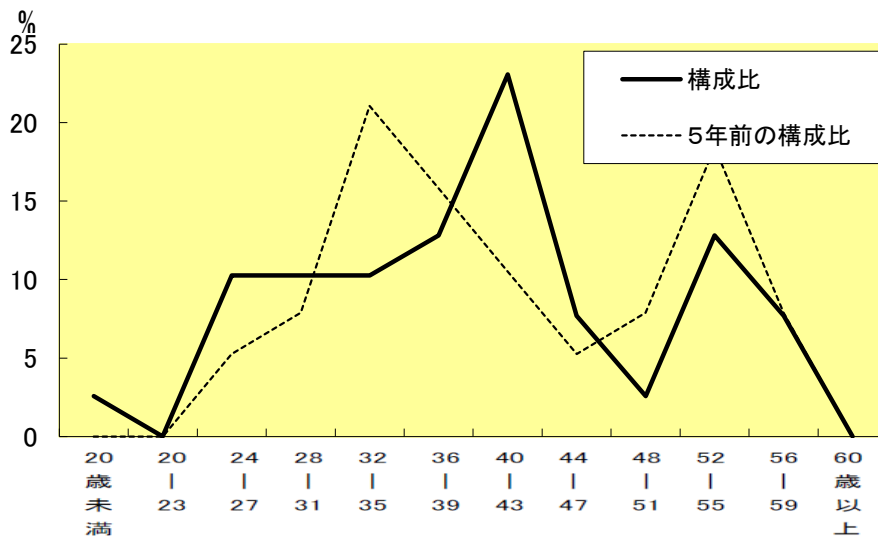
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成24年	平成25年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	1	1	0	退職による減
		総 務	10	10	0	
		税 務	2	2	0	
		民 生	5	5	0	
		衛 生	4	3	△ 1	
農林水産		7	7	0		
商 工		1	1	0		
土 木	3	3	0			
	計	33	32	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 273.04人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 170.24人)	
	教育部門	3	3	0		
	消防部門					
	小 計	36	35	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 298.63人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 204.53人)	
公営会計企業部門等	水 道	1	1	0		
	下 水 道	1	1	0		
	そ の 他	3	3	0		
	小 計	5	5	0		
合 計		41 [45]	40 [45]	△ 1 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 341.30人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。(教育長含む。)
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (25年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	0人	4人	4人	4人	5人	9人	3人	1人	5人	3人	0人	39人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	29	30	30	30	33	32	3 (10.3%)
教育	3	3	3	3	3	3	0 (0.0%)
消防							
普通会計計	32	33	33	33	36	35	3 (9.4%)
公営企業等会計計	6	5	5	5	5	5	△1 (△16.7%)
総合計	38	38	38	38	41	40	2 (5.3%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。